

放課後児童クラブとは

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の就学児童を対象に、放課後および長期休業期間に実施している登録制の児童クラブです。

入会の要件

市内に居住する児童の保護者が就労等により児童の養育ができない場合で、親族その他の者も養育できない留守家庭に限ります。

放課後児童クラブ名	対象年齢
津田放課後児童クラブ	小学校1年生 ↓ 小学校4年生
大川町放課後児童クラブ	
志度第1・第2放課後児童クラブ	
鴨庄放課後児童クラブ	
寒川放課後児童クラブ	
長尾第1・第2放課後児童クラブ	
造田放課後児童クラブ	



令和3年度
放課後児童クラブ
入会案内

入会の手続き

① 入会の受付

区 分	受 付 期 間	受 付 場 所
令和3年度 入会希望の方	11月9日(月)～11月13日(金) 9:30～18:00	各放課後児童クラブ
	11月16日(月)・11月17日(火) 9:00～17:00	子育て支援課(寒川庁舎2階)

② 入会申し込みに必要な書類

子育て支援課、各放課後児童クラブ、市ホームページ「申請・届出様式ダウンロード」にあります。

- 放課後児童クラブ入会申請書……………入会児童1人につき1枚
- 申請書に添付する書類(証明書類)……入会児童1人につき1枚
(2人以上申し込みの場合は、どちらか一方がコピーでも可)

証明書類(就労証明書、農業・漁業・自営業等従事申立書等)は、父・母・祖父母等(同じ校区内および令和3年3月31日時点で65歳未満の方)、入会児童の扶養義務者全員の書類が必要です。

証 明 書 類	常勤パート	自営業農漁業	病気介護	備 考
就 労 証 明 書	○			勤務先の証明印
自営業等従事申立書		○		民生委員の証明
医 師 の 診 断 書			○	看護・介護の必要事項

※勤務先の都合等により就労証明書の提出に時間がかかる場合は、先に各放課後児童クラブにお申し出ください。

入会の決定について

提出された書類に基づき審査し、入会が適当と認められる方には、2月中旬ごろに決定通知書を送付します。なお、児童クラブの定員を超える場合は、入会できない場合があります。また、入会後も次の事項に該当する場合は、入会の承認を取り消させていただきます。

- * 保護者が児童クラブ費を滞納したとき。
- * 児童の出席率が著しく低いとき。
- * 保護者が虚偽の入会申請をしたとき。
- * 児童クラブに入会していることが特に支障があると認めるとき。

申請後に家庭の状況、住所、勤務先等申請内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。入会後についても、同様です。